

長 寿 第 1 6 9 9 号

平成22年12月21日

岡山県医師会長 }
岡山県病院協会長 } 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長

(公 印 省 略)

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する
法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について

このことについて、厚生労働省保険局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

通知の概要は、「特定活動」の在留資格で入国・在留する者のうち、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を目的として入国・在留する者を国民健康保険・後期高齢者医療制度の適用除外とするための改正を行ったものです。

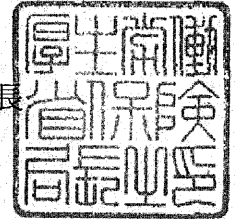
必要に応じて、会員の皆様等へのご周知をお願いします。



保発1217第1号
平成22年12月17日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の
一部を改正する省令等の施行について

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第127号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成23年1月1日から施行することとされるとともに、国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（平成22年厚生労働省告示第421号。以下「改正告示」という。）が本日官報に掲載され、改正省令と併せて適用することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合等への周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の趣旨

国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、適用対象となる外国人は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録を受け、かつ、原則として出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による在留資格をもって本邦に在留する者であって、

- ① 1年以上の在留期間を決定されたもの
- ② 1年未満の在留期間を決定されたもののうち、客観的な資料により、1年以上滞在すると認められるもの

としている。（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。）第1条及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働

省令第129号。以下「高確則」という。)第9条並びに国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成16年厚生労働省告示第237号。以下「関係告示」という。))

今般、平成2年法務省告示第131号(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づく同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動)が改正され、1年以上滞在が可能な「特定活動」の在留資格において、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話をする活動等による入国・滞在が可能となった。

このように、入国当初から医療を受ける活動を目的として滞在する外国人については、当該外国人が納付することとなる保険料(税)に比して、当該外国人が受ける保険給付の額が多額となることが明らかであり、国民健康保険及び後期高齢者医療制度といった公的医療保険制度の適用対象になじまない。

このため、国保則及び高確則並びに関係告示について、これらの者を国民健康保険及び後期高齢者医療制度の適用除外とするための改正を行ったものであること。

第二 改正の主な内容

I 国民健康保険関係

第1 国保則の一部改正(改正省令第1条)

一 適用除外に関する事項(国保則第1条第2号(新設))

「特定活動」の在留資格で入国・在留する者のうち、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を目的として入国・在留するものは、国民健康保険の適用除外としたこと。

二 資格取得の届出に関する事項(国保則第2条関係)

「特定活動」の在留資格で入国・在留する者については、資格取得の届出において、その旨及び本邦において行うことができる活動を届書に記載することとしたこと。(第1項第5号(新設))

また、当該届出の提出の際に、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第7条第2項に規定する指定書(別添)を提示して行わなければならないこととしたこと。(第3項(新設))

第2 関係告示の一部改正(改正告示)

第1の一に準じ、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を目的として入国・在留する者について、国民健康保険の適用除外としたこと。

II 後期高齢者医療制度関係

第1 高確則の一部改正(改正省令第2条)

一 適用除外に関する事項(高確則第9条第2号(新設))

国保則の一部改正に準じた改正を行うこととしたこと。

- 二 資格取得の届出に関する事項（高確則第10条関係）
 - 、国保則の一部改正に準じた改正を行うこととしたこと。（第1項第5号及び第2項第4号並びに第3項（新設））

第三 施行期日

改正省令及び改正告示は、平成23年1月1日から施行（適用）すること。

別記第七号の四様式

日本国政府法務省

指 定 書	
氏 名	<input type="text"/>
国 籍	<input type="text"/>
<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。</p>	
<input type="text"/>	
日 本 国 法 務 大 臣	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番又はA列6番とする。

新旧対照条文

○ 国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○ 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十二号）抄

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第六条第十一号の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第六条第十一号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）に定める在留資格（以下単に「在留資格」という。）を有しないもの（入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者）出生の事由による場合においては、被保険者の資格を取得している者の子に、その他の事由による場合においては、既に被保険者の資格を取得している者に限る。第三号において同じ。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。</p> <p>（又は在留資格をもつて本邦に在留する者で一年未満の在留期間を決定されたもの（既に被保険者の資格を取得している者及び厚生労働大臣が別に定める者を除く。））</p> <p>二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の下</p>	<p>（法第六条第十一号の厚生労働省令で定める者）</p> <p>第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第六条第十一号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）に定める在留資格（以下単に「在留資格」という。）を有しないもの（入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者）出生の事由による場合においては、被保険者の資格を取得している者の子に、その他の事由による場合においては、既に被保険者の資格を取得している者に限る。次号において同じ。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。</p> <p>（又は在留資格をもつて本邦に在留する者で一年未満の在留期間を決定されたもの（既に被保険者の資格を取得している者及び厚生労働大臣が別に定める者を除く。））</p> <p>（新設）</p>

欄二の規定に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を行うもの及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（前号に該当する者を除く。）

三 日本国籍を有しない者であつて、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条第一項の登録を受けていないもの（前二号に該当する者及び入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者を除く。）

四（略）

（資格取得の届出）

第二条 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一～四（略）

五 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動

2（略）

3 第一項第五号の場合にあつては、同項の届出は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条第二項に規定する指定書を提示して行わなければならない。

二 日本国籍を有しない者であつて、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条第一項の登録を受けていないもの（前号に該当する者及び入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者を除く。）

三（略）

（資格取得の届出）

第二条 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一～四（略）

（新設）

2（略）

（新設）

改正後

（法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者）

第九条 法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）に定める在留資格（以下「在留資格」という。）を有しないもの（入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者（出生の事由による場合においては、被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得している者の子に、その他の事由による場合においては、既に被保険者の資格を取得している者に限る。第三号において同じ。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）又は在留資格をもつて本邦に在留する者で一年未満の在留期間を決定されたもの（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第一条第一号の規定により厚生労働大臣が別に定める者を除く。）

- 二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の下の欄二の規定に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を行うもの及び当該入院の前後に当該疾病又は

改正前

（法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者）

第九条 法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）に定める在留資格（以下「在留資格」という。）を有しないもの（入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者（出生の事由による場合においては、被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得している者の子に、その他の事由による場合においては、既に被保険者の資格を取得している者に限る。次号において同じ。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）又は在留資格をもつて本邦に在留する者で一年未満の在留期間を決定されたもの（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第一条第一号の規定により厚生労働大臣が別に定める者を除く。）

（新設）

傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（前号に該当する者を除く。）

三 日本国籍を有しない者であつて、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条第一項の登録を受けていないもの（前二号に該当する者及び入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者を除く。）

四・五（略）

（資格取得の届出等）

第十条 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一〜四（略）

五 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動

2 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたため、又は法第五十五条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなつたため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一〜三（略）

四 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の上欄の在留資格をもつて在留するも

二 日本国籍を有しない者であつて、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条第一項の登録を受けていないもの（前号に該当する者及び入管法第二十二條の二第一項により本邦に在留することができる者を除く。）

三・四（略）

（資格取得の届出等）

第十条 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一〜四（略）

（新設）

2 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたため、又は法第五十五条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなつたため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一〜三（略）

（新設）

のである場合にあっては、その旨及び本邦において行うことができる活動

3 第一項第五号又は前項第四号の場合にあっては、前二項の規定による届書の提出は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条第二項に規定する指定書を提示して行わなければならない。

（新設）

新旧対照条文

◎ 国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成十六年厚生労働省告示第二百三十七号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後

改正前

国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者は、次の表の上欄に掲げる出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める在留資格(以下単に「在留資格」という。)を有する者であつて、上欄に掲げる在留資格に応じ、下欄に掲げる資料により、当該在留資格をもつて在留する期間の始期から起算して一年以上滞在すると認められる者をいう。ただし、特定活動の在留資格を有する者にあつては、平成二年法務省告示第百三十一号(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づく同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動)第二十五号及び第二十六号に掲げる活動を行う者を除く。

国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者は、次の表の上欄に掲げる出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める在留資格(以下単に「在留資格」という。)を有する者であつて、上欄に掲げる在留資格に応じ、下欄に掲げる資料により、当該在留資格をもつて在留する期間の始期から起算して一年以上滞在すると認められる者をいう。

			改正後				改正前
特定活動	(略)	在留資格資料	国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者は、次の表の上欄に掲げる出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める在留資格(以下単に「在留資格」という。)を有する者であつて、上欄に掲げる在留資格に応じ、下欄に掲げる資料により、当該在留資格をもつて在留する期間の始期から起算して一年以上滞在すると認められる者をいう。ただし、特定活動の在留資格を有する者にあつては、平成二年法務省告示第百三十一号(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づく同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動)第二十五号及び第二十六号に掲げる活動を行う者を除く。	特定活動	(略)	在留資格資料	国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者は、次の表の上欄に掲げる出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める在留資格(以下単に「在留資格」という。)を有する者であつて、上欄に掲げる在留資格に応じ、下欄に掲げる資料により、当該在留資格をもつて在留する期間の始期から起算して一年以上滞在すると認められる者をいう。
活動の内容及び期間を明らかにする資料	(略)			特定活動	(略)		

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕
○職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令(二四四)

〔省 令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(法務四一)
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二二六)

○国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一二七)
○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令(経済産業六一)

〔規 則〕
○人事院規則一七〇(管理職員等の範疇)の一部を改正する人事院規則(人事院一七〇一九九)

〔告 示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件の一部を改正する件(法務六二二)

○出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動(特定活動)の項下欄第四号の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件(同六二二)

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件(同六二四)
○日本国に帰化を許可する件(同六二五)

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく指定金融機関を指定した件(財務・経済産業三)
○国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件(厚生労働四二二)

○高速自動車国道に関する件(国土交通一四九三〜一四九八)
○知床国立公園の公園区域を変更する件(環境二二〇)

○知床国立公園の公園計画を変更する件(同一二一)
○知床国立公園の特別地域の区域を変更する件(同一二二)

○上信越高原国立公園の公園区域を変更する件(同一二三)

○上信越高原国立公園の公園計画を変更する件(同一二四)

○上信越高原国立公園の特別地域の区域を変更する件(同一二五)

○白山国立公園の公園計画を変更する件(同一二六)

○蔵王国立公園の公園区域を変更する件(同一二七)

○蔵王国立公園の公園計画を変更する件(同一二八)

○八ヶ岳中信高原国立公園の公園計画を変更する件(同一二九)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件(千葉県公安委一九九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 金融庁 文部科学省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

土地家屋調査士試験合格者(法務省)
海事代理士試験合格者(国土交通省)

公 聴 会

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について(厚生労働省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、美濃東部区域農用地整備事業における本郷換地区の換地計画、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された 法令のあらまし

◇職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令(政令第二四四号)(厚生労働省)

1 技能検定を行う職種について、ピアノ調律及びハウスクリーニングを追加し、ファイナセラミックス製品製造及び漆器製造を廃止することとした。

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年十二月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二四四号

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「キャリア・コンサルティング」を「キャリア・コンサルティング」に改め、「ファイナセラミックス製品製造」及び「漆器製造」を削り、「ビルクリーニング」を「ハウスクリーニング」に改める。

別表第二中「キャリア・コンサルティング」を「キャリア・コンサルティング」に、「ビルクリーニング」を「ハウスクリーニング」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

省 令

○法務省令第四十一号

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七條の二第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日

法務大臣 仙谷 由人

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動(特定活動)の項の下欄第四号中「又は本人を雇用する者」を「本人を雇用する者又は法務大臣が指定する活動に則して法務大臣が告示をもつて定める者」に改める。

附 則

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第二百二十六号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十九条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第二号及び第三号、第四十九条並びに第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日
厚生労働大臣 細川 律夫

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 ハウスクリーニング

別表第五第一号の表ファイナセラミックス製品製造科及び漆器製造科の項を削り、同第二号の表ファイナセラミックス製品製造科及び漆器製造科の項を削る。

別表第十一の二漆器製造の項を削る。

別表第十一の四キャリア・コンサルティングの項の次に次のように加える。

ピアノ調律

別表第十一の四ファイナセラミックス製品製造及び漆器製造の項を削る。

別表第十三ファイナセラミックス製品製造及び漆器製造の項を削る。

附 則

第一條 この省令は、公布の日から施行する。

第二條 この省令の施行前にこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則(次項において「旧規則」という)別表第十一の二の検定職種の下欄に掲げる漆器製造に係る技能検定に合格した者が受けることができる職業訓練指導員試験については、なお従前の例による。

第三條 この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の下欄に掲げるファイナセラミックス製品製造又は漆器製造に係る技能検定に合格した者が職業能力開発促進法第五十条第一項の規定に基づき称することができ名称については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第二百二十七号
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第六條第十一号及び第九條第十五項並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十一条第二号及び第五十四条第十一項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日
厚生労働大臣 細川 律夫

国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する省令

第一條 第一号中「であつて」を「であつて」に、「次号」を「第三号」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「であつて」を「であつて」に、「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 日本の国籍を有しない者であつて、入管

法別表第一の五の表の下欄二の規定に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を行うもの及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの(前号に該当する者を除く)。

第二条第一項に次の一号を加える。

五 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合に於ては、その旨及び本邦において行うことができる活動

第二条に次の一項を加える。

3 第一項第五号の場合にあつては、同項の届出は、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第七條第二項に規定する指定書を提示して行わなければならない。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「次号」を「第三号」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の下欄二の規定に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を行うもの及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの(前号に該当する者を除く)。

第十条第一項に次の一号を加える。

五 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合に於ては、その旨及び本邦において行うことができる活動

第十条第二項に次の一号を加える。

四 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合に於ては、その旨及び本邦において行うことができる活動

第十条に次の一項を加える。

3 第一項第五号又は前項第四号の場合にあつては、前二項の規定による届書の提出は、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第七條第二項に規定する指定書を提示して行わなければならない。

附則

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

○経済産業省令第六十一号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第十七号)第十一條第三項及び第十三條の二第三項の規定に基づき、第十一條第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一條の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日 経済産業大臣 大島 章宏

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一條第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一條の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令(平成二十二年通商産業省令第三百九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同条の表中「四千五百五十三万四千円」を「三千九百五十四万三千円」に改める。

第二条中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同条の表中「三千六百三十四万円」を「三千五百四十四万六千円」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部改正に關し

次的人事院規則を制定する。

平成二十二年十二月十七日

人事院総裁 江利川 毅

人事院規則一七〇一九九

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部冲總務事務局の項中「庁舎管理官付主査」を「監査官付主査 庁舎管理官付主査」に改める。

別表環境省の部内部部局の項中「研究調査室長 環境協力室長 国際対策室長 市場メカニズム室長」を「低炭素社会推進室長 研究調査室長 市場メカニズム室長 国際地球温暖化対策室長」に、「閉鎖性海域対策室長」を「閉鎖性海域対策室長 海洋環境室長」に改める。

別表備考第一項中平成二十二年八月三十一日

を「平成二十二年十一月三十日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第六百二十二号

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七條第一項第二号の規定に基づき、平成二十二年法務省告示第三十二号(出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る)に掲げる活動を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十七日 法務大臣 仙谷 由人

本則に次の二号を加える。

二十五 本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動

二十六 前号に掲げる活動を指定されて在留する者の日常生活上の世話をする活動(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く)

附則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○法務省告示第六百二十三号

出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年省令第五十四号)別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動(特定活動)の項下欄第四号の規定に基づき、法務大臣が定める者を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日 法務大臣 仙谷 由人

一 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る)に掲げる活動を定める件(平成二十二年法務省告示第三十一号以下)特定活動告示」という。第二十五号に掲げる活動を行う者とする者にあつては、本人が入院する本邦の病院若しくは診療所の職員又は本邦に居住する本人の親族

二 特定活動告示第二十六号に掲げる活動を行う者とする者にあつては、特定活動告示第二十五号に掲げる活動を行う者とする者又は当該者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となつて居る者

附則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○法務省告示第六百二十四号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成十九年政令第三百二二号)第一項(同令第四項において準用する場合を含む)の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十二年十二月十七日 法務大臣 仙谷 由人

登記所 事務 指定の効力が生ずる日

大阪法務局 地籍、建物所在 平成二十三年一月四日

富山地方方法務局 地籍、建物所在 平成二十三年一月四日

住所 東京都港区芝浦2丁目14番19-502号

藤原隆 昭和56年8月1日生
住所 東京都北区西が丘3丁目5番1-1108号

劉慶宇 昭和51年4月30日生
住所 埼玉県熊谷市南町12番10号

藤澤隆 昭和37年10月8日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

何文禮 昭和63年4月8日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

佐野 昭和17年5月17日生
住所 東京都中央区本町2丁目4番14

東北支店 宮城県仙台市青葉区中央二丁目六番三十五号

新潟支店 新潟県新潟市中央区東堀前通六番町千五十八番地一

北陸支店 石川県金沢市丸の内四番十二号

東海支店 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目十七番十八号

関西支店 大阪府大阪市中央区今橋四丁目一番一号

中国支店 広島県広島市中区袋町五番二十五号

四国支店 香川県高松市亀井町五番地の一

九州支店 福岡県福岡市中央区天神二丁目十二番一号

南九州支店 鹿児島県鹿児島市東千石町一三十八号

厚生労働省告示第四百二十一号

国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成十六年厚生労働省告示第三百三十七号)の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

本文に次のただし書を加える。

ただし、特定活動の在留資格を有する者にあつては、平成二年法務省告示第百三十一号(出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づく同法別表第一の五の表の下欄(二)に係る部分に限る。)に掲げる活動(第二十五号及び第二十六号)に掲げる活動を行う者を除く。

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

○国土交通省告示第四百九十四号
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七條第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

平成二十二年十二月十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫